

飯山市子育て世帯生活支援特別 給付金（ひとり親世帯分） のご案内



この給付金は、国の「物価高騰対策重点支援地方創生交付金/重点支援地方交付金」を活用し、ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します

1. 支給対象者

■以下の①、②のいずれかに該当する方

~~① 令和7年12月分の児童扶養手当受給者の方~~

支給済み

② 公的年金等を受給していることにより、令和7年12月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）

※ 上記②に該当する場合であっても、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯対象の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **2万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までご連絡ください。

■飯山市役所

子ども育成課 こども家庭係

（受付時間：平日8:30～17:15）

電話 0269-62-3111（内線179）

FAX 0269-62-3127

mail kodomo@city.iiyama.nagano.jp



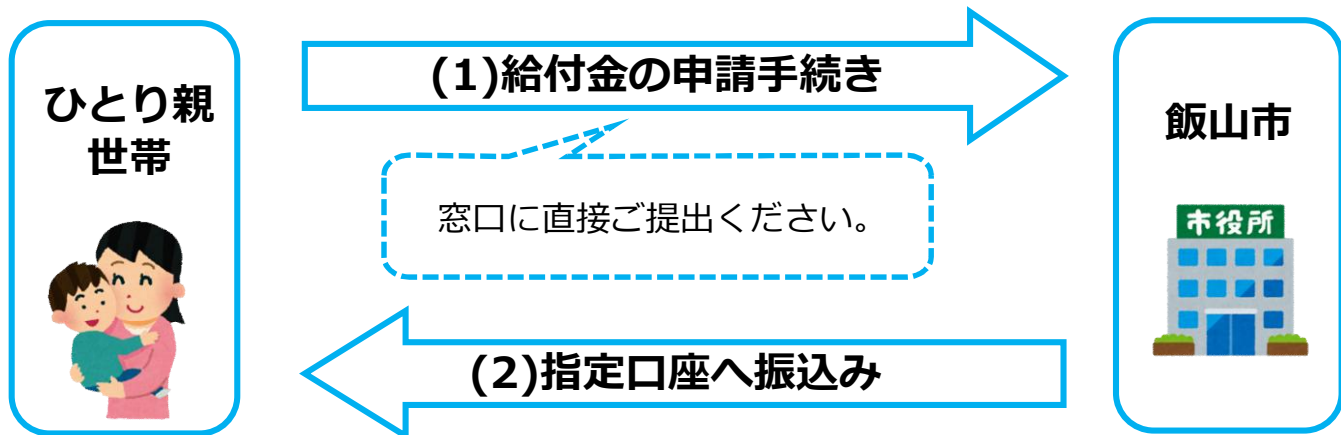
3. 給付金の支給手続き

■ ~~令和7年12月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）~~

支給済み

■ 上記以外の方（表面1の②に該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに飯山市役所の**窓口**に直接ご提出ください。（申請書は市役所にあります。）
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに飯山市やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。